

國學院大學學術情報リポジトリ

〔紹介〕 大野眞男・小林隆編『方言を伝える3.11東日本大震災被災地における取り組み』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三樹, 陽介, Miki, Yosuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000315

〔紹介〕

大野眞男・小林隆編 『方言を伝える』

3. 11東日本大震災被災地における取り組み』

三樹陽介

本書は、東日本大震災の発生から4年が経過した二〇一四(平成二十六)年五月十七日、日本語学会春季大会(於早稲田大学)が開催された際に併催された「被災地の方言を伝えるために—文化庁委託事業活動報告会—」における、青森・岩手・宮城・福島・茨城県域の活動成果をまとめたものである。文化庁や復興庁の支援を受け、東日本大震災の被災地域の方言や言語生活の保存・継承の取り組みや、方言の力を活用した復興の取り組みを支援することにより、被災地域の方言の再興及び地域コ

ミュニテイの再生に寄与することを目的として行なわれてきた一連の事業の成果である。

書名の「方言を伝える」ということばには、「記録」と「継承」という二つの意味が含まれている。「記録」は「方言を書き写したり録音したりして後世に伝えること」、「継承」は「次の世代が方言を話せるように伝えること」(第4章)である。本書では、方言を次世代に伝えるための記録や学習材の作成、方言を使用できる場の設定など、研究者が考えるべきこと、行うべ

きことは何かということについて、多様な視点から具体的に論じられている。

全国で方言の衰退が進んでいることはいまさら言うまでもないことだが、現在、世界の少数言語の多くが消滅の危機に瀕しており、エヴァンス（『危機言語 言語の消滅でわれわれは何を失うか』京都大学学術出版協会、二〇一三年）によれば、2週間に1つの言語が地球上から姿を消していつている。世界に六〇〇〇あると言われる言語は、今後一〇〇年で半数にまで減ると予測されている。こうした状況は日本も例外ではなく、二〇〇九年にはユネスコによってアイヌ語、琉球の6つの言語³⁾、それに八丈語という、8つの言語・方言が消滅の危機に瀕しているとしてレッドリストに登録された⁴⁾。実際はユネスコの消滅危機言語以外にも、こうした状況にある方言は少なくなく、ユネスコの規準に照らし合わせると、多くの方言が消滅の危機に瀕しているといえる（このことは本書第1章に詳しい）。

ユネスコの警鐘から2年後、東日本大震災が起こった。被災地の方言は共通語化の中で起こっていた衰退に加え、外的要因によって大きなダメージを受けた。方言を維持するコミュニティそのものが、ある日突如、壊滅してしまったのである。このような危機に直面して、我々方言研究者には一体何ができる

のか、我々が研究してきたことは方言や地域の再興にどう役立てられるのか、という問いを突き付けられた。本書はそれに対する答えである。さらに、この事業に関わった研究者たちの多くは被災した県域に暮らす生活者でもあり（直接被災した方も含まれる）、まえばきには、「いわば隣人として被災地に寄り添い、祈るような気持ちをもってこれらの事業に取り組んできた」とある。本書は、震災を通して改めて衰退していく方言と正面から向き合い、答えを出そうと模索し、実践し続けた研究者たちの格闘の記録でもある。

以下に目次と各章の執筆者名を掲出し、本書の内容を概観する。

はじめに／第1部 方言を伝えるために 第1章 方言の継承における研究者の役割 大野眞男／第2章 地域の人々の方言に寄せる思い 半沢康・小林初夫／第2部 伝えるために会話を記録する 第3章 方言談話が伝える震災と民俗―茨城と福島の話を中心― 杉本妙子／第4章 言語生活の記録―生活を伝える方言会話集― 小林隆・内間早俊・坂喜美佳・佐藤亜実／第3部 伝えるために学習材を作る 第5章 方言を掘り起こす―「岩手県郷土教育資料」とその学習材化の可能性― 小島聡子・竹田晃子／第6章 方言教科書―茨城方言

テキストの作成―杉本妙子／第4部 伝えるために方言に触れる場を作る 第7章 語りの会 発信! 方言の魅力―南部弁トークショー・方言で語る昔コ・津波体験紙芝居―今村かほる／第8章 地域の言葉で昔話を語り継ぐ活動 大野眞男・竹田晃子／第9章 方言教室―方言アフレコ体験ワークショップ― 神田雅章・武田拓・鈴木仁也／あとがき／執筆者紹介

本書は内容が多岐にわたるため、紙幅の都合で細かく取りあげることはできないが、かいつまんで以下にみていく。

第1部第1章では、大野眞男はユネスコの消滅危機言語の基準に照らし合わせた評価を行なっている。被災地の方言の危機度を客観的に示した上で、伝えることを阻害する要因として、標準語化教育の中で東北地方は方言にネガティブな意識を持っており、それが今も尾を引いていることをあげ、実現可能なプログラムを作成することを提案している。また方言を次世代に伝えるために方言研究者ができることとして次の3点を示している。①方言を記録する。②方言を伝える学習材を作る。③方言を伝えるための場を設定する。これは続く2〜4部の概要を総括したものであり、①は第2部、②は第3部、③は第4部へと引き継がれる。

第2章では、福島県で被災した方々の方言に寄せる思いがい

ンタビュー形式でまとめられている。方言が地域コミュニティや、そこに在住する人々の精神的な支えとなっていることが読みとれるが、裏を返せば、方言の喪失はこうしたコミュニティの不安定化につながるのである。

第2部では、方言談話資料の作成について、どのように会話を記録していくのが良いのかが示されている。第3章では談話資料の作成について、具体的な内容を示しながら論じている。自然な談話を収録するためには、話者がリラックスして普段の言で話す時のような環境を作って収録しなければならないし、さらにそこに文法的特点や待遇表現など、その方言らしさが現れるようにするのは難しい。そこで、第4章では、方言が用いられる場面を言語行動の目的別に細かく設定し、調査を体系的にデザインしている。臨場感を得るために徒競走の様子を調査スタッフが演じてみせるといった工夫が、ユーモラスな写真とともに紹介されている。おそらく、提示されているすべての場面を記録するには、話者にも相当の負担がかかるものと推測するが、むしろ、研究者との付き合いの中で方言談話資料を作成していくことが話者に愉しみの一環として迎えられるようにしていくことが肝要であり、方言研究者の能力が発揮されるところでもあらう。

第3部では、方言を伝えるためにどのような教材が必要か、議論されている。第5章では、過去に郷土教育の一環として作成された方言資料を掘り起こし、その分析から教材への活用の可能性を探っている。第6章では、学習指導要領や教材を検討し、茨城方言を題材に、テキスト試作版作成の過程を示している。

第4部では、実際に方言に触れる機会を作る取り組みがまとめられている。第7章では、青森県の津軽・南部方言の特徴を生かしたタレントを活用したトークショーや、方言による語りのお会などを開催した様子を報告している。第8章では、方言による昔話の採録を行ない、音声や映像などを用いた、副言語要素も含めた記述の必要性が論じられている。第9章では、産・学・官が共同して行なった、「方言アフレコ体験ワークショップ」の様子が報告されている。産が加わることの意義や、映像作成からワークショップ実施に至るまでの詳細な過程が報告されている。こうした取り組みが方言に対するネガティブなイメージを払拭し、方言への親しみが増すことにつながれば、継承への貢献は大きい。

以上、大まかに見てきた。本書の取り組みはあくまでも東日本大震災の被災地での取り組みとして論じられているが、被災

地以外の方言にも応用でき、消滅危機言語の保存とも通じるものである。今後は、自然談話テキストだけでなく、国際的な消滅危機言語の枠組みで、音声データや動画も一緒にドキュメンテーションとして保存する取り組みが求められてくるだろう。合わせて、辞書や文法書も各方言ごとに作成する必要がある。また、そこから派生して、方言継承活動のための教材づくりや、副教材としての映像資料の蓄積も必要であり、それらへのアクセスを簡単にできるようにインターネット上で公開するといった言語資源のインフラ整備を進めていく必要がある。

あとがきには、本書に掲載された成果について「方言研究という人文社会学系の研究が、目に見える形で社会貢献した貴重な事例」と述べられているが、こうした研究は、グローバル化の中で失われつつある地域の多様性をとどめ、多様な文化を維持することに資するものであり、今後、国際的にも要請度がますます高まっていくものと考えられる。

最後に、このような企画を立案し、「方言を伝える」ということに研究者としての立場から真っ向から取り組んだことに、深い敬意を表し、筆を擱く。

(四六判、二八〇頁、ひつじ書房、二〇一五年五月発行、定価一七〇〇円＋税)

注

(1)

平成二十四年度「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備調査研究」、平成二十五年度「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究事業」、平成二十六年年度「方言活性化支援事業」。復興庁の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成二十三年七月二十九日）には、「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する」と明記されている。

(2)

事業の全体像及び詳細については、文化庁HPを参照のこと。
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokugo_sisaku/kikigengo/

(3)

奄美語、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語

(4)

日本国内では方言として扱われているが、ユネスコは方言という枠組みを用いず、言語として登録している。本稿ではこれに従った。

(5)

田窪行則（危機言語ドキュメンテーションの方法としての電子博物館作成の試み 宮古島西原地区を中心として）『琉球列島の言語と文化 その記録と継承』くろしお出版、二〇一三年）は「言語を真に記録するためには単に保存するだけでは十分ではなく、メタデータを充実させて、書き起こしを行わない、単語の訳、文の訳をつけない必要となるだろう」と述べており、またHimmelmann（‘Documentary and Descriptive Linguistics’, *Linguistics* 36, De Gruyter, 1998）は言語に関連した社会的行動やジェスチャーなども含めて記録に残しておくことの重要性を主張している。